

令和5年度

第5回観音寺市農業委員会定例会

議 事 録

令和5年8月21日開会

観音寺市農業委員会

観音寺市農業委員会定例会議事録

1 開催日時 令和5年8月21日(月) 午後1時30分～午後2時30分

2 開催場所 観音寺市役所4階 会議室

3 出席委員 17人

- 1番 合田 政光 (会長)
- 3番 高橋 章
- 4番 高橋 啓二
- 5番 富田 敏弘
- 6番 大西 恒利
- 8番 篠原 元良
- 9番 山岡 都男
- 10番 石川 豊
- 12番 久保 省治
- 13番 藤岡 光夫
- 14番 小出 由弘
- 15番 石川 太郎
- 16番 大西 哲治郎
- 17番 田中 光雅
- 19番 齋藤 律男 (副会長)

4 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について<農業委員会許可>
- 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について<香川県知事許可>
- 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について<香川県知事許可>
- 議案第4号 非農地証明願について <農業委員会許可>
- 議案第5号 観音寺市農用地利用集積計画(案)について

5 農業委員会事務局等出席者

事務局長	森川 省三
事務局次長(農政管理係長)	片桐 崇之
事務局主任(農地係長)	石井 盟人
公益財団法人香川県農地機構 農地集積専門員	大喜多 幸治

6 会議の概要

(午後1時30分 開会)

事務局長 ただ今から令和5年度観音寺市農業委員会第5回定例会を開会いたします。本定例会は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規程に基づき、現に在任する委員19人の過半である17人が出席されておりますので、成立していることをご報告いたします。それでは、合田会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

議長(会長) ただ今から、議案審議に入りたいと思いますが、その前に、観音寺市農業委員会総会会議規則第20条第2項に基づき議事録署名委員を2名指名させていただきます。

署名委員さんは5番 富田 敏弘 委員、並びに11番 高橋 昌寿 委員のご両名にお願いします。

それでは、これより議事に入ります。「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について」議題といたします。それではこれより議事を始めます。事務局より説明をお願いします。

農地係長 失礼いたします。

それでは、議案第1号について説明させていただきますので、議案書の2ページをご覧ください。

議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請について

別紙記載の農地法第3条第1項の規定による許可申請については、農地法第3条第2項の各号に該当しないので、許可する。

令和5年8月21日農業委員会会長からの提出です。申請件数は6件です。

議案書3ページをご覧ください。

1番の譲受人は、住民票の住所は新田町ですが、申請地の北側の居宅に住んでおります。今回の申請地は、この北側の住宅への進入路を設置するために分筆されたときの残地であり、不整形なこともあり譲渡人としては手放したいと考えておりました。

そこで、相談の結果、有償の所有権移転をすることで話がまとまったものです。

2番の譲渡人は、市外在住で申請地が観音寺市内での唯一の所有農地であり、管理に苦慮しておりました。そこで、譲受人と有償の所有権移転をすることで話がまとまったものです。

譲受人は、台帳上の経営面積はありませんが、三豊市での経営農地があり営農しているとのことで、本件により経営規模の拡大を図るものです。

3番と4番の申請は、2つの申請でそれぞれ譲渡人と譲受人となる申請で、実質的には自作地の交換となります。

両者の居住地は高松自動車道を挟んで東西に立地をしております。今回の申請地は、それぞれの居住地から遠い農地を居住地から近い農地に交換し、耕作の利便性向上を図るものです。

5番の譲受人は、本件の申請地の西、北、東側の農地にて営農しており、営農の利便性向上を考えて、申請地を取得したいと考えておりました。

そこで、譲渡人と交渉の結果、有償の所有権移転をすることで話がまとまったものです。

6番の譲渡人は、労働力不足により、所有農地は貸付している状況でした。今回の申請地は、譲受人の居住地と道を挟んで向かい側に立地していることから、双方で相談し、有償の所有権移転をすることで話がまとまったものです。

譲受人は、本件により経営規模の拡大を図るものです。

議案第1号については以上でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

議長(会長) 事務局の説明が終わりましたので、担当地区の委員より補足説明をお願いしたいと思います。1番について、篠原 元良 委員 補足説明をお願いします。

篠原委員 別に問題ありません。

議長(会長) 2番について、高橋 啓二 委員 補足説明をお願いします。

高橋委員 別に問題ありません。

議長（会長） 3番、4番について、久保 省治 委員 補足説明をお願いします。

久保委員 別に問題ありません。

議長（会長） 5番、6番について、石川 太郎 委員 補足説明をお願いします。

石川委員 別に問題ありません。

議長（会長） 地区委員さんより補足説明がありましたら全体で何かご意見等ありませんか。

全委員 異議なし。

議長（会長） 全員異議がないようですので、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」は、許可することに決定いたします。

次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いいたします。

農地係長 失礼いたします。それでは、議案第2号について説明させていただきますので、議案書の5ページをご覧ください。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、別紙記載の農地法第4条第1項の規定による許可申請については、同法第4条第3項の規定に基づき、許可の意見書を付して知事に進達する。

令和5年8月21日農業委員会会長からの提出です。

申請件数は3件です。

1番の申請者は田井 英隆様です。

転用目的は農業用倉庫で、無断転用を解消しようとするものです。

申請場所は、村黒町字榎ノ内167番で常磐小学校から北約100mに位置し、市道榎ノ内常磐小学校線に接する都市計画内非線引き地域の第2種農地であり、転用面積は登記地目が田、現況地目が宅地409㎡です。

利用計画ですが、倉庫1棟平屋建238.20㎡です。

平成5年頃農業用倉庫が不足しており、建設しました。農業用であれば申請が必要ないと考えての建築でした。今後はこのようなことが無いよう、始末書を付しての転用申請です。

2番の申請者は田井 英隆様です。

転用目的は農業用倉庫で、無断転用を解消しようとするものです。

申請場所は、村黒町字平田454番2で常磐小学校から北西約600mに位置し、市道小岡石田線に接する都市計画内非線引き地域の第2種農地であり、転用面積は登記地目が田、現況地目が宅地694㎡です。

利用計画ですが、倉庫1棟平屋建275.73㎡です。

平成10年頃農業用倉庫が不足しており、建設しました。農業用であれば申請が必要ないと考えての建築でした。今後はこのようなことが無いよう、始末書を付しての転用申請です。

3番の申請者は中西 良治様です。転用目的は宅地拡張で、無断転用を解消しようとするものです。

申請場所は、植田町字南原1026番1で常磐小学校から南東約800mに位置し、市道出作本大線に接する都市計画内非線引き地域の第2種農地であり、転用面積は登記地目が田、現況地目が宅643㎡です。併せ地は宅地480㎡、合計で1123㎡です。

利用計画ですが、居宅2棟2階建236.54㎡、倉庫1棟平屋建101.50㎡、合計338.04㎡で土地利用率は30.10%です。

平成13年に住宅と農機具倉庫を建設しました。昔から使用している住宅の敷地に隣接していたため、いつの間にか境界があいまいであり、農地部分にはみ出して建物が建設されていました。今回、公図等で確認したところ、境界線を越えており、無断転用であることが判明しました。今後はこのようなことが無いよう始末書を付しての転用申請です。

議案第2号については以上であります。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区の委員より補足説明をお願いしたいと思います。

1番から3番について、高橋 章 委員 補足説明をお願いします。

高橋委員 別に問題ありません。

議長（会長） 地区委員さんより補足説明がありましたら、全体で何かご意見等ありませんか。

全委員 異議なし。

議長（会長） 特にないようですので、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」は、意見書を付して知事に進達します。

次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いいたします。

農地係長 失礼いたします。それでは、議案第3号について説明させていただきますので、議案書の7ページをご覧ください。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

別紙記載の農地法第5条第1項の規定による許可申請については、同法第4条第3項の規定に基づき、許可の意見書を付して知事に進達する。令和5年8月21日農業委員会会長からの提出です。

申請件数は3件です。

議案書8ページと位置図をご覧ください。

1番の申請者は三好 涼太 様 外1名です。

転用目的は非農家の自己住宅で、有償の所有権移転をしようとするものです。

申請場所は、三本松町三丁目甲 2155 番 88 で観音寺小学校から南西約 900mに位置し、市道極楽橋柞田川線に接する都市計画用途地域準工業地域の第3種農地であり、転用面積は地目が畑 396 m²です。

利用計画ですが、居宅1棟平屋建 118.06 m²で土地利用率は 29.81%です。

現在は妻と長男と借家に住んでいますが、子どもの成長に伴い手狭となり、実家も近い三本松地域で適地を探していたところ、農地の管理に苦慮していた譲り渡し人と話がまとまり転用申請に至りました。

2番の申請者は社会福祉法人 愛和福祉会 理事長 磯野 貴章様で、観音寺市木之郷町に主たる事務所を置き平成8年設立、資本金7億9503万円で、保育所の運営を営む法人です。

転用目的は駐車場で、有償の所有権移転をしようとするものです。

申請場所は、木之郷町字柿之町 199 番 1 で西部養護学校から南東約 600mに位置し、市道側道木之郷本大線に接する都市計画区域外の第2種農地であり、転用面積は地目が田 361 m²です。

保育園には園児が 110 人在籍しており、送迎用の駐車場は 15 台分ありますが、送迎の時間帯には混雑するため、安全性の向上を考え、駐車場の確保を検討していました。近隣で農地の管理に苦慮していた譲渡人と話がまとまり転用申請に至りました。

3番の申請者は齋藤 卓也 様 外1名です。

転用目的は農家住宅の拡張で、有償の所有権移転をしようとするものです。

申請場所は、古川町字南下 1034 番 5 で一ノ谷小学校から南西約 500mに位置し、市道樋鶴線に併せ地が接する都市計画内非線引き地域の第2種農地であり、転用面積は登記地目が田、現況地目が宅地 48 m²です。併せ地は宅地 1031.37 m²、合計で 1079.37 m²です。

利用計画ですが、居宅1棟2階建 232.31 m²、納屋1棟平屋建 126.72 m²、車庫1棟平屋建 42.81 m²、合計で 401.84 m²で土地利用率は 37.23%です。

利用していた住宅を売るため地目を確認したところ、一部農地であることが判明しました。今後このようなことが無いよう始末書を付しての転用申請です。

所有権移転後も農家住宅として利用予定です。

議案第3号については以上であります。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区の委員より補足説明をお願いしたいと思います。

1番について、私から補足説明します。別に問題ありません。

議長（会長） 2番について、大西 恒利 委員 補足説明をお願いします。

大西委員 別に問題ありません。

議長（会長） 3番について、高橋 啓二 委員 補足説明をお願いします。

高橋委員 別に問題ありません。

議長（会長） 地区委員さんより補足説明がありました。全体で何かご意見等ありませんか。

全委員 異議なし。

議長（会長） 特にないようですので、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は、意見書を付して知事に進達します。

次に、議案第4号「非農地証明願いについて」を議題といたします。それでは事務局より説明をお願いいたします。

農地係長 それでは議案第4号について説明させていただきますので、議案書の9ページをご覧ください。

議案第4号非農地証明願いについて、別紙記載の非農地証明については、観音寺市非農地証明に係る事務処理要領により、承認する。

令和5年8月21日農業委員会会長からの提出です。申請件数は3件です。

1番の申請は、観音寺市南町三丁目で観音寺小学校から南に約600mに位置し、登記地目は田、現況地目は雑種地、面積が合計で39㎡です。

申請地は、観音寺市道から自身の農地に入るための農道となっており、非農地の認定基準の

「耕作の事業を行う者が、その農地を自らの耕作の事業に供する他の農地の保全又は利用の増進のために必要な農業用施設（農道）の用に供する場合」に該当するものです。

2番の申請は、観音寺市古川町字南下で一ノ谷小学校から南西に約570mに位置し、登記地目は田、現況地目は道路、面積が合計で15㎡です。

過去の航空写真を確認したところ、農地法施行前から農道として利用していることが確認できたことから、非農地の認定基準の「農地法の施行前から引き続き非農地であったもの」に該当するものです。

3番の申請は、観音寺市伊吹町字北浦で伊吹小・中学校から北西に約710mに位置し、登記地目は畑、現況地目は山林、面積が304㎡です。

過去の航空写真を確認したところ、少なくとも平成4年には山林化していることが確認できることから、非農地の認定基準の「耕作不相当等のやむを得ない事情により、20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった土地」に該当するものです。

現場については、伊吹支所に確認していただき、山林化していることを確認しております。

議案第4号については以上であります。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区の委員より補足説明をお願いしたいと思います。1番について私から補足説明します。別に問題ありません。

議長（会長） 2番について高橋 啓二 委員 補足説明をお願いします。

高橋委員 別に問題ありません。

議長（会長） 地区委員さんより説明がありましたが、全体で何かご意見等ありませんか。

全委員 異議なし。

議長（会長） 全員意見がないようですので、議案4号「非農地証明願いについて」承認することに決定させていただきます。

次に、議案第5号「観音寺市農用地利用集積計画（案）について」を議題といたします。それでは事務局より説明をお願いいたします。

事務局次長（農政管理係長） 失礼します。

議案第5号について説明いたします。議案書の11ページをご覧ください。

議案第5号 観音寺市農用地利用集積計画（案）について

別紙記載の、観音寺市農業経営基盤強化促進基本構想に基づく「観音寺市農用地利用集積計画（案）」について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定により、原案のとおり決定します。

令和5年8月21日 農業委員会 会長からの提出です。

次の12ページをご覧ください。

農用地利用集積計画（所有権移転）令和5年8月31日公告（案）ですが、こちらは、農地機構を通じた農地の売買を記載したものです。

集積計画によるため、所有権移転においてもその公告が必要であるため本議案に上程しております。

まず、No.1の案件は、譲り渡し人の畑で合計2,087㎡を機構を経由して、八幡町の認定農業者の方（岩田よしひろ：レタスやトマト等栽培）に譲り受け予定となっております。

No.2の案件は、譲り渡し人の田で合計1,693㎡を機構を経由して、吉岡町の認定農業者の方（中

野あきひろ：米や肉用牛等）に譲り受け予定となっております。

No.3の案件は、譲り渡し人の田で合計993㎡を機構を經由して、大野原町花稻の認定農業者の方（合田しげかず：米やレタス等栽培）に譲り受け予定となっております。

いずれの売買についても、8月中に地元の農業委員さんと土地所有者、また、買受者との間で利用調整会を開催し、調整は終了しております。

次に13ページをご覧ください。

こちらは、経営移譲年金による利用権設定の農用地利用集積計画総括表になります。今月は、経営移譲年金支給のための親族間の利用権設定が豊浜にて1件提出されております。総括表にて設定面積は合計18,518㎡となっております。詳細は14ページ以降になります。

次に16ページをご覧ください。

こちらは、通常の利用権設定による農用地利用集積計画総括表になります。これは、8月5日までに提出された個人間による利用権設定の総括表で、令和5年8月31日公告（案）になります。

それでは、今月の地区ごとの設定面積の合計を報告させていただきます。

観音寺地区	0	㎡
高室地区	1,319	㎡
常磐地区	3,555	㎡
柞田地区	1,930	㎡
木之郷地区	0	㎡
豊田地区	1,202	㎡
粟井地区	3,898	㎡
一ノ谷地区	595	㎡
大野原地区	23,126	㎡
豊浜地区	1,294	㎡

です。

合計、現況地目で田42筆、畑0筆、合計面積36,919㎡において賃借権などの設定が提出されました。

農地の貸付人、借受人等につきましては、17ページから25ページに記載しております。

今月は16件の申出があり、賃貸借が14筆、使用貸借が28筆ありました。

一部、24ページの申請番号104-168の利用権の設定において、借受人で経営面積のない人がいますが、今後農業経営を行ってみたいという希望により、新規就農者として農地を借受けているという状況です。それ以外については、内容に問題などは見当たりませんでした。

それでは、次に議案書の26ページをご覧ください。

農地中間管理権設定による農用地利用集積計画総括表になります。令和5年8月31日公告（案）ですが、これは、香川県農地機構を通じた申し出を集計したものになります。

それでは、今月の農地機構を通じた農地の貸借について、地区ごとの集積面積を報告させていただきます。

観音寺地区	0	㎡
高室地区	0	㎡
常磐地区	0	㎡
柞田地区	3,171	㎡
木之郷地区	0	㎡
豊田地区	1,194	㎡

栗井地区	0	m ²
一ノ谷地区	0	m ²
大野原地区	7,539	m ²
豊浜地区	1,120	m ²

合計、現況地目で田 15 筆、畑 0 筆、合計面積 13,024 m²の賃借権などの設定が提出されました。農地の出し手及び土地の所在地、借受者等につきましては、27 ページから 30 ページに記載しております。

今月は 9 件の申出があり、賃貸借が 11 筆、使用貸借が 4 筆ありました。

貸付者から農地機構、機構から借受者へ同日付で転貸^{てんたい}され、令和 4 年 9 月 1 日付で設定される予定の貸借となります。

議案第 5 号の説明については、以上で終わります。ご審議よろしく申し上げます。

議長（会長） 事務局の説明が終わりましたが、議案第 5 号について何かご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議長（会長） 特にないようですので、議案第 5 号「観音寺市農用地利用集積計画（案）について」に対する意見は、「特になし」ということで決定させていただきます。

以上で全ての議案が終了しました。

ご協力ありがとうございました。本日の議題以外に、何かございませんか。

事務局の方から連絡事項等がありましたらお願いいたします。

[連絡事項]

副会長 それでは、以上を持ちまして、令和 5 年度第 5 回農業委員会定例会を閉会いたします。ご審議お疲れ様でした。

<午後 2 時 30 分閉会>